

町税等の納付・納入には便利な 口座振替をご利用ください

～口座振替にするとこんなに便利です～

あなたの指定した預金口座から自動的に払いこまれるので納め忘れがありません。

納期のたびに金融機関等に行く必要がなく忙しい方に便利です。

一度手続きをすると毎年継続して納期限の日に自動的に納付されます。

口座振替の申込み手続きは？

■申込みの時に必要なもの

- ① 口座振替依頼書
(納税(納入)通知書に綴込みされています。もしくは税務課、町内の金融機関の窓口にあります。)
- ② 納税(納入)通知書
- ③ 預金・貯金通帳
- ④ 通帳の届出印

■口座振替のできる町税等

町県民税(普通徴収)／固定資産税／軽自動車税／国民健康保険税／保育料／介護保険料(普通徴収)／後期高齢者医療保険料(普通徴収)／土地改良区費

■取扱い金融機関

下記の本・支店でお取扱いします。
埼玉りそな銀行／りそな銀行／さいかつ農業協同組合／みずほ銀行／三菱東京UFJ銀行／三井住友銀行／栃木銀行／武蔵野銀行／足利銀行／中央三井信託銀行／ゆうちょ銀行／城北信用金庫／埼玉縣信用金庫／足立成和信用金庫

納付(納入)済額等の確認は？

年に1回、利用している税等の全部(口座振替により納付・納入された分のみ)を「口座振替領収済通知書」で1年分まとめて送付します。

※ 次のことにご注意ください

- ・預金残高不足等により納付(納入)されなかった月分は、再度口座振替しませんので、振替不能者に送付する「口座振替不能通知書」又は、各担当課窓口で納付書作成を依頼の上、納付してください。また、各担当課にご連絡をいただければ、納付書を送付いたします。
- ・過年度相当分は振替えしません。
- ・納税義務者について
国民健康保険税は原則世帯主が納税義務者となります。
固定資産税の納税義務者が年度の途中で死亡された等の場合であっても、その年度は納税義務者の変更はありませんので、口座振替されている口座を解約・凍結されると口座振替ができなくなります。
土地や建物の納税義務者が変更になった場合も、継続扱いにはなりませんので、新たな申込みが必要になります。



企画財政課のお知らせ

問合せ／総合政策担当 ☎ 991-1818

松伏町第4次総合振興計画後期基本計画を策定しました

町では、平成16年度から10年間の計画である「松伏町第4次総合振興計画」に基づき、町の将来像である「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」の実現に向け、行政運営に取り組んでいます。

本年度は、計画期間の中間年度になりますので、10年間の計画である「基本構想」の見直しを行うとともに、本年度から平成25年度までを計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

今後の5年間は、この基本構想と後期基本計画に基づき施策を展開していきます。

ご希望の方は、6月から役場企画財政課窓口にて販売予定です。(町ホームページにも掲載する予定です。)

- ・基本計画冊子／2,500円
- ・概要版／無料
- ・町ホームページダウンロード／無料

